

国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業 委託業務仕様書

本仕様書（案）は、公募で選定した受注者の提案内容を反映し、業務内容の詳細（調査の範囲や手法等）について加筆・修正したうえで、確定させるものとする。

1 業務の名称

国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業

2 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 業務目的

平成31年4月13日に北谷町で米海軍兵による女性殺人事件が発生した。沖縄県警察や米軍の報道発表によると、以前より、殺害された女性から加害者とのトラブルがある旨の訴えがなされており、県警により人身安全関連事案として保護対象とするとともに、米軍による軍事保護命令（Military Protect Order、通称「MPO」と呼ばれる。）が出されていたが、被害の拡大を防ぐことができなかった。

このような事件を二度と起こさないために、家庭問題や交際トラブル等に関する在沖米軍及び沖縄県内の相談支援制度の運用実態を把握し、沖縄県と在沖米軍の関係機関が密接に連携して、家庭・交際問題に関する相談支援を行う体制を沖縄県内に構築する必要がある。

本調査事業は、米軍関係の家庭・交際問題について、沖縄県と在沖米軍の相談支援機関の連携強化を目的に、在沖米軍及び沖縄県内の各種制度の運用実態を調査し、相談支援機関のネットワーク構築の可能性を整理することを目的とする。

4 委託業務の概要

米軍関係の家庭・交際問題に関する沖縄県と在沖米軍の相談支援機関のネットワーク構築の可能性を検討するにあたり、米軍人・軍属と日本人との間の交際、結婚、離婚、子どもの養育等、様々な状況における課題を整理するとともに、沖縄県と在沖米軍の相談支援機関による支援制度の基礎情報の収集・整理・分析を行い、最適な解決の方策案を作成及び提案する。

また、県に対する情報支援や専門家の意見を反映させるための調査検討委員会や連絡会議の開催支援を行うものとする。

5 委託業務の内容

(1) 在沖米軍に関する家庭問題や交際トラブル等に関する課題の整理

県内の家庭・交際相談支援機関への聞き取り調査、文献調査等を行い、米軍人・軍属と日本人との間の交際、結婚、離婚、子どもの養育等、様々な状況における課題を整理する。

(2) 沖縄県と在沖米軍の相談支援機関による支援制度の基礎調査の企画実施及びその調査で得た情報の収集・整理・分析・方策の提案

県内及び米軍内の家庭・交際相談支援機関への聞き取り調査、文献調査等を行い、米軍関係の家庭・交際問題に関する相談支援制度の実態把握を行い、その情報を収集し、体系的に整理を行い、情報の分析及び方策を提案する。

また、県外の米軍の相談機関と各都道府県の相談機関のネットワークの有無等のアンケート調査にかかる資料作成等を行い、各都道府県の情報収集を行う。

(3) 沖縄県と在沖米軍の相談支援機関ネットワーク構築の可能性検討に関する情報支援

沖縄県の求めに応じ、米軍関係の家庭・交際問題に関する日本と米軍の相談支援機関のネットワーク構築の可能性を検討するにあたり、適宜情報支援を行う。例えば、米軍基地のある海外の国と米軍において、支援制度についての個別の取り決めや協定等を締結している事例はあるか等。

(4) 調査検討委員会及び連絡会議の開催支援

(1)や(2)で実施した課題の整理、調査内容、その調査報告、調査の分析等について、専門家や有識者等の意見を聴取し、その意見を調査に反映させるため、調査検討委員会及び連絡会議の開催を行う。沖縄県の求めに応じ、調査検討委員会等の開催に関する日程調整、会議室の選定、参加者への案内、資料作成・印刷、当日の運営、謝金及び旅費の支払、議事録作成等の開催支援を行う。

6 調査実施にあたっての留意事項

(1) 調査の実施について

調査は、聞き取り調査、文献調査等で行う。

聞き取り調査は、県内及び米軍内の家庭・交際相談支援機関が対象となり、月に5回～6回程度の実施を想定している。

県内の家庭・交際相談支援機関とは、沖縄県男女共同参画センターに在る、沖縄県女性相談所、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、沖縄県性暴力ワンストップ相談支援センター、沖縄県警察、社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター、児童相談所、福祉事務所（県・市）、その他民間法人・団体等を想定している。

米軍内の家庭・交際相談支援機関とは、沖縄県に配属されている在沖米四軍（陸海空軍及び海兵隊）の基地内に設置されている、交際、結婚、離婚、子どもの養育等に関する支援制度等を実施している機関を指す。

具体的には、例えば海兵隊の場合、交際・家庭相談等を実施しているFamily Advocacy

(FAP) やCommunity Counseling (CCP)、司法機関であるlegal officeや前述のMPOの実施機関である憲兵隊等を想定しているが、調査検討委員会の意見や調査実施で得た知見等を踏まえ、随時選定していくものとする。

(2) 調査検討委員会について

実施した調査で把握した課題の整理、調査の内容、その調査報告、調査の分析等について、専門家や有識者等の意見を聴取し、その意見を調査に反映させるため、調査検討委員会及び連絡会議の開催を行う。

調査検討委員会は、2か月に1回程度開催することを予定しており、開催場所は沖縄県中南部を想定している。

構成委員は、県職員1名程度、専門家・有識者（大学教授、弁護士等）3名程度、受託業者統括責任者1名、で構成されることを想定している（後日決定）。

調査員による調査内容の報告及び会議後の調査方針・スケジュールの報告が主な議題となり、それに対する各委員の意見を聴取する。

各委員の意見を踏まえ、調査方針・スケジュールは随時更新を行っていく。

会議にあたっては、参加者の日程調整、会議室の選定、会議室使用料の支払、参加者への案内、資料作成・印刷、当日の運営・司会進行、謝金及び旅費の支払、議事録作成等の開催支援を行う。

(3) 連絡会議について

連絡会議は、年に1回程度開催することを予定しており、開催場所は沖縄県中南部を想定している。

会議参加者は、県・市町村職員・沖縄県警察職員10数名程度、専門家・有識者（大学教授、弁護士等）5名程度、米軍関係者数名、同時通訳者、受託業者（統括責任者、調査員）4名程度、で構成されることを想定している（後日決定）。

調査員による調査報告が主な議題となり、それに対する各委員の意見を聴取する。

各委員の意見を踏まえ、調査方針は更新を行い、調査報告書に反映させていく。

会議にあたっては、参加者の日程調整、会議室の選定、会議室使用料の支払、参加者への案内、資料作成・印刷、当日の運営・司会進行、謝金及び旅費の支払、議事録作成等の開催支援を行う。

(4) 調査報告書の作成について

実施した調査の詳細や調査検討会議の記録等を踏まえ、月ごとの調査報告書及び年間調査報告書を作成する。

月ごとの調査報告書は、実施した調査で把握した課題の整理、調査の内容、調査の分析等をその内容とし、翌月の10日までに沖縄県に提出すること。

年間調査報告書は、月ごとの調査報告書の概要を集約・編集し、米軍関係の家庭・交際問題に関する日本と米軍の相談支援機関のネットワーク構築の可能性を検討するため、体系的な基礎資料となるよう作成を行う。

(5) 執行状況報告書の作成について

次の事業経費に係る関係書類を月ごとに取りまとめ、調査報告書と同様に、翌月の10日までに沖縄県に提出すること。

- ① 経費明細書
- ② 人件費に係る業務日誌、
- ③ 従事者の報酬支払実態が客観的に確認できる金融機関の口座振込明細書等
- ④ 支出した全ての経費に係る領収書等の写し
- ⑤ その他必要な書類

(6) その他

事業効果を高めるために有効な独自提案を行うこと。

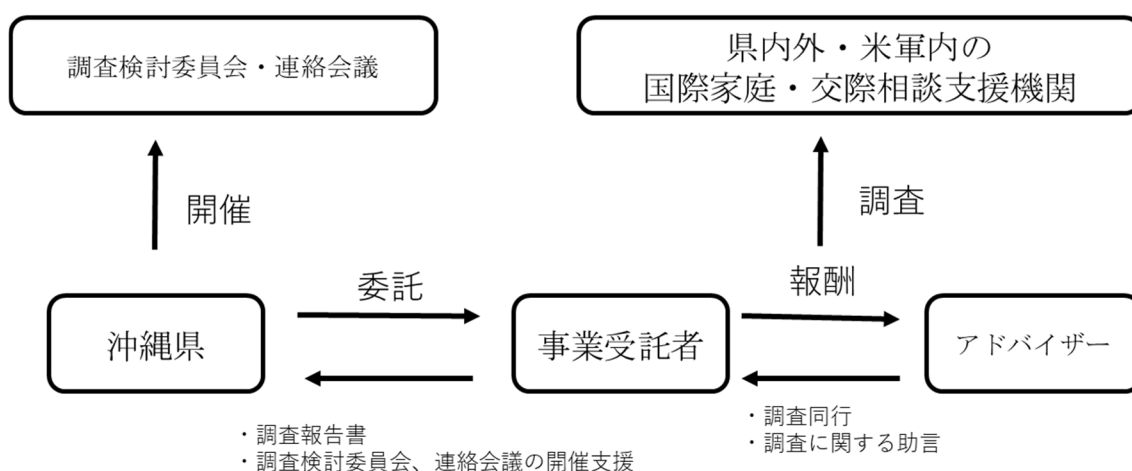
7 調査実施体制

本調査事業は、沖縄県、事業受託者、アドバイザーが連携して調査を実施する。
なお、アドバイザーは、県が指定する者とする。

【沖縄県】 在沖米軍基地内ヒアリング調査への同行、調査検討委員会及び連絡会議の会議

【事業受託者】 在沖米軍基地内ヒアリング調査及び各種文献調査の実施、米軍関係基礎情報収集、アドバイザー等有識者との契約・謝礼及び旅費の支払、調査検討委員会及び連絡会議の開催支援、米軍関係機関への連絡調整、県内の相談支援機関のヒアリング調査、各都道府県のアンケート調査

【アドバイザー】 在沖米軍基地内ヒアリング調査への同行、調査検討委員会及び連絡会議への出席、調査実施に関する助言



8 事業スケジュール

- 6月 契約締結後、調査開始（関係機関聞き取り調査、各都道府県アンケート調査）
- 8月 第1回調査検討委員会
- 10月 第2回調査検討委員会
- 12月 第3回調査検討委員会
- 1月 連絡会議
- 2月 年間調査報告書提出（なお、「6 調査実施にあたっての留意事項にあるよう、調査報告書は毎月提出すること」）

9 委託料について

- (1) 委託料の上限は、19,611,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。
なお、この金額は予算の上限額であり、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第138条第1項の規定により定める契約の予定価格ではない。
- (2) 業務完了後、実績報告書等に基づき契約額の範囲内で精算払を行う。
- (3) 一般管理費は、次の計算式により算出すること。
 $(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10\%$ 以内
- (4) 人件費は本委託業務に直接従事する者の直接的な作業時間に対する給料その他手当をいう。人件費の精算方法は、原則として従事者の1時間あたりの単価と従事時間数により算出する。
なお、受託者の受託人件費単価規定に基づく受託単価を用いる場合は、次のいずれかを満たす場合は、認めるものとする。
 - ① 当該単価規定等が公表されていること
 - ② 他の官公庁で当該単価の受託実績があること

10 積算見積りについて

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。1円未満の端数については切り捨てるものとする。
- (3) 積算の費目については、以下の内容を提出すること。
 - ① 直接人件費（事務局職員の人件費）
 - ア 総括責任者（事業全体の進捗管理、県との総合調整等）
 - イ 専門家A（現地調査、米軍との調整等）
 - ウ 専門家B（文献調査、報告書の編集、委託業務の会計手続き等）
 - ② 直接経費

- ア 報酬費（専門家、通訳、会議等構成員の謝礼金）
 - イ 旅費（調査旅費、専門家等交通費）
 - ウ 消耗品費（事務用品費、燃料費）
 - エ 印刷製本費（報告書や資料等）
 - オ 使用料及び賃借料（車両リース、会議室借用等）
 - カ 通信運搬費（郵便、電話代等）
 - キ その他必要経費（※内訳等を明らかにすること）
- ③ 再委託費
- 県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。
- ④ 一般管理費
- 次の計算式により算出すること。
- （直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内
- ⑤ 消費税

11 成果物

- (1) 報告書
 - 全体版 500 部、概要版 500 部
- (2) 電子データ一式
 - CD-R 等で各 2 部（全体版と概要版）データファイルは、容量が比較的軽量の pdf データと編集可能なデータ（ワード、エクセル、パワーポイントなど）で提供する
- (3) その他県が必要と認める書類等

12 再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等について
 - 本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- (2) 再委託の相手方の制限について
 - 上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。
 - ①契約金額の50 %を超える業務
 - ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
 - ③指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③リーフレット等広報物の制作
- ④その他、上記以外に容易かつ簡易な業務で県と別途協議を行った業務

13 著作権

- (1) 成果物及び本事業で作成した広報物の著作権及び所有権は、全て沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは全て県から第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本事業のコンテンツに関する二次使用料は、一切発生しないこととする。

14 調査に係る守秘義務

委託事業における調査で得た情報については、沖縄県が公表したものを除き、外部に漏らしてはならない。

15 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本事業は国庫補助金を主な財源として実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。
- (3) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずることとする。

(以上)